



島根県報

平成18年8月1日(火)

号外第98号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (人事課)

公布された条例等のあらまし

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(規則第76号)

1 規則の概要

昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて特定指定法人職員となり、引き続き特定指定法人職員として在職した後引き続き職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。(附則第3項、第5項、第21項及び第22項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第76号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和48年島根県規則第54号)の一部を次のように改正する。

附則第3項、第5項、第21項及び第22項中「年5.5パーセントの」を「附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
平成21年4月1日以後	年3.2パーセント

附 則

この規則は、公布の日から施行する。